

島根県立美術館
研究紀要

第5号

2024



島根県立美術館
研究紀要

Bulletin of
Shimane
Art Museum
第5号

2024

島根県立美術館研究紀要

第5号

目次

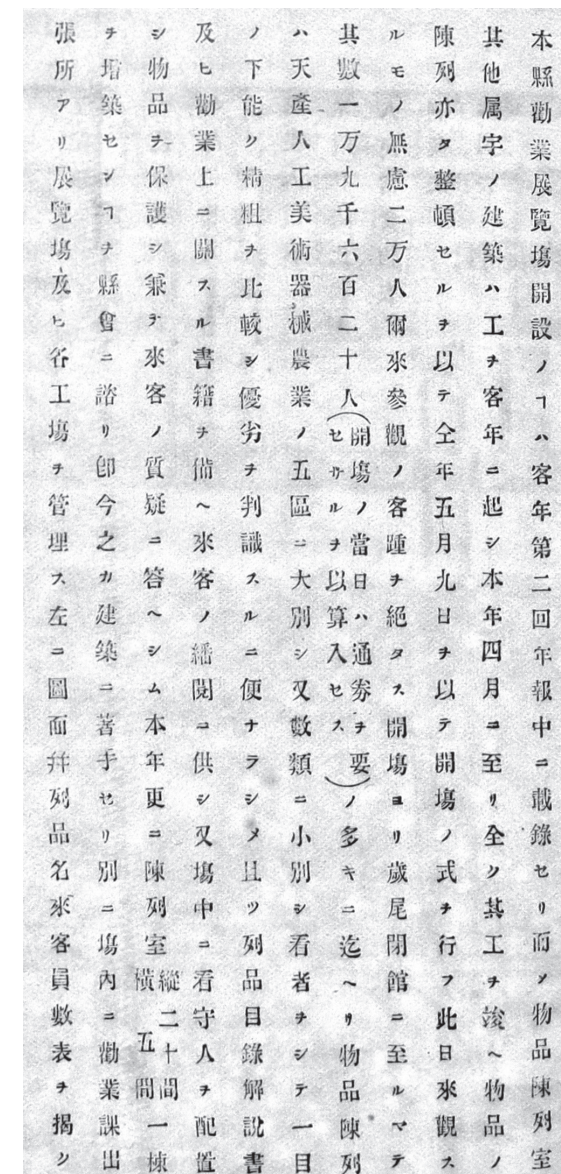
島根県勸業展覧場の活動と構内の施設	
河野 克彦	5

島根県勸業展覽場の活動と構内の施設

河野克彦

はじめに

明治期から昭和戦前期にかけて、産業を奨励する目的で、「陳列所」と総称される公共の展示施設が日本各地に開設された。島根県は「勸業展覽場」と名付けた県立の施設を、1880（明治13）年に、現在、島根県民会館（松江市殿町158番地）のある場所に設置した（註1）。その構内には主な建物として物品陳列室と、製靴場、染物場、織物場といった工場を設けている。勸業展覽場は、その後「物産陳列所」、「商品陳列所」などと名称や活動内容、場所を変え、現在の島根県物産観光館（松江市殿町191番地）と島根県産業技術センター（松江市北陵町1番地）が、後継の施設とされている（註2）。



開設当時の『島根県勸業年報 第三回 明治十三年』の勸業展覽場についての記載（図1）を見ると、展覽場の物品陳列は天産、人工、美術、器械、農業と五つに分類されており、「美術」という区分が設けられ常設展示されている様子うかがえる（註3）。また「島根県勸業展覽場」が活動した約19年の間には、県会議事堂、市役所、幼稚園、中学校寄宿舎、獣医学講習所など、さまざまな近代的な施設が勸業展覽場の構内にその建物を利用して置かれた。

図1 「勸業展覽場」 『島根県勸業年報 第三回 明治十三年』（島根大学附属図書館蔵）

鳥根県勸業展覧場に関する先行研究は少ないが、三宅拓也氏は日本の「陳列所」を総合的に研究し、鳥根県についても他県の例とともに昭和初期までの活動を事例としてまとめている（註4）。また村角紀子氏によって鳥根県勸業展覧場で開催された大規模な美術展覧会である「第1回新古美術品展覧会」の開催経緯、出品作品等が調査され、その背景や状況が詳しく紹介されている（註5）。さらに中野茂夫氏は松江市の官庁街における公共施設の配置について、明治期から第二次世界大戦後まで県庁舎の建て替えごとに時期を区切って紹介しており、勸業展覧場についても触れている（註6）。

本稿では、こうした研究をふまえ、鳥根県で最も早い時期に「美術」という区分を設け常設展示した近代的な施設であり、また鳥根県における近代化のためにも重要な場であった鳥根県勸業展覧場〔1880（明治13）年～1899（明治32）年〕の活動、特に美術に関するものと構内の建物に置かれた施設や事業について、さらに詳しい全体像を示したい（註7）。

1. 勸業展覧場の開設

（1）開設前の状況

江戸から明治に時代が変わり、1871（明治4）年11月に松江県、広瀬県、母里県を統合し、現在より小さな範囲ではあったが「鳥根県」が成立した。翌年4月には松平直応の邸館（新御殿）を改修した初代の県庁が開庁した。これは松江藩の御鷹部屋の東側部分に位置していたとされる。現在の鳥根県第三分庁舎（旧鳥根県立博物館）あたりの場所（松江市殿町1番地）であった（註8）。

1876（明治9）年には山陰道5州（因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐からなる現在の鳥根県と鳥取県を合わせた地域）が鳥根県となった。鳥根県はこの年、士族授産のために製靴場を設けた。翌年には機織場、またその次の年に色染場を設置した。これらの施設については『鳥根県勸業年報 第一回 明治十一年』（鳥根大学附属図書館蔵）に下記のような記載がある。

製靴場

明治九年県庁ノ創設ニシテ出雲国鳥根郡松江殿町ニアリ士族ノ子弟ヲシテ従事セシムル所
タリ第一回内国勸業博覧会ニ出品セシ靴ハ花紋ノ賞牌ヲ得タリ爾后其技業漸次進歩セリ

機織場

製靴場ト同構内ニアリ并セテ官吏一名ヲ置キ雑務ヲ管理セシム明治十年ノ開業ニシテ士

族婦女ノ従事スル所タリ其製スル所ノモノハ小倉紋羽「フランネル」等ナリ

色染場

該場ハ松江殿町ニ在リ斜ニ製靴場ト相対ス本年一月ノ開場ナリ教師ハ嘗テ京都府勸業
場ニ就キ洋法色染ノ伝習ヲナサシメタルモノニテ管内有志者ヲ生徒トシ専ラ之ニ染法ヲ
教授シ且ツ一般ノ来嘱ニ応セシム

いずれの工場でも、西洋から取り入れた新しい製造法を教えている様子が見える。これらは、県庁の敷地内に設置され、既にあった古い建物を修繕して使っており、その後、勸業展覧場の開設にともない展覧場の構内に新築、移転することになる（註9）。またこうした工場については、「工業試験場」と呼ばれている記述も見られる（註10）。勸業展覧場が建設されるのは、ここから北東の方角で、松江藩の御鷹（南側部分を除く）だった場所と藩校「修道館」の敷地だった場所（図2）の北西部を合わせた敷地（図3）であった（註11）。



図2
藩校と鷹の場所



図3
勸業展覧場の場所

(2) 島根県勸業展覧場の誕生

1879（明治12）年1月、二代目となる庁舎が、それまでの県庁舎のすぐ西に開庁した（註12）。翌年、島根県は、勸業展覧場を開場する（註13）。『島根県勸業年報 第二回 明治十二年』（島根大学附属図書館蔵）には、展覧場の設置について、下記のように記されている。

勸業展覧場

耳聴ノ感ハ目視ノ感ニ及ハサルヤ遠矣是百聞一見ニ如カサルノ古語アル所以ナリ是ヲ以テ庁下ニ勸業展覧場ヲ設立シ天産人工ヲ問ハス広ク有益ノ貨物ヲ各地方ニ購求シテ之ヲ一場ニ羅列シ傍ラ工業場ヲ移置シテ恒ニ公衆ノ參觀ニ供シ以テ其感覚ノ念ヲ提擲シ競進ノ心ヲ振作シ以テ製産ノ隆盛ヲ図ラント欲シ本年四月該場建設ノコトヲ内務卿ニ申稟シ同七月遂ニ允可ヲ得テ地ヲ庁下松江殿町ニトシ民有地反別六反壹畝四歩餘ヲ和買シ官有地反別七畝拾四歩餘ヲ合セ全反別六反八畝拾九歩ヲ以テ敷地ト定メ既ニ即今土木ニ着手シ且陳列品ノ購求ヲ各所ニ托セリ而シテ其結構陳列品ノ如キハ次回ノ年報ヲ待テ之ヲ記セントス

陳列室で有益な物を広く集めて見せること、加えて製靴場などの「工業場」も見せることによって、殖産興業を図る意図があった。またその土地は、もともとは藩の厩と藩校があった場所だが、当時、大部分が民有地になっており、これを購入して敷地に行っていることが分かる（註14）。

こうして、展覧場を準備し、1880（明治13）年5月9日に開場式を執り行った。開場式と、その翌日に行われた懇親会の日には気球も上がり、盛況だったようである（註15）。懇親会では県内の有力者が集まり、当時の県令は下記のような挨拶をした。

懇親会ノ祝詞

島根県令 境二郎

本日有志諸彦ノ延請ニ応シ懇親会場ニ来リ心竊ニ感ズル所アリ抑モ諸彦ハ官内公衆ノ率先トナリ将来興産殖益ノ事業ヲ謀ランガ爲メ此ニ懇和親睦ノ宴会ヲ開ケリ其志タル篤ク其事タル美ナリト謂フベシ今ヤ本県勸業展覧場ヲ設ケ以テ競争ノ途ヲ啓キ而シテ諸彦亦懇親ノ会同ヲ開キ以テ共進ノ方ヲ謀ラントス相唱ヘテ逆フナク相和シテ之ニ応ズ二郎豈心ニ感ズル所ナカランヤ二郎深ク信ス本日ノ挙ハ固ヨリ一場ノ宴会ニ止マラス必ズ他日真ニ好美ナル果実ヲ結ブアランコトヲ二郎ハ既ニ本日ノ挙ヲ祝シ併テ他日ノ美果ヲ觀ルヲ樂ム（註16）

このとき島根県は、山陰道5州を合わせた地域だったため、懇親会には因幡、伯耆の有力

者も参加したのかもしれない。また県令の境二郎は長州藩の出身であった。開場式の日には、一日で約2万人の来場者があり、翌日から年末までの入場者は19,620人だったことが報告されている（図1）。

勸業展覧場の構内にあった主な建物は、物品陳列室2棟（当初は南西に1棟、開設の翌年東側に1棟建設された）と北西の染物場・製靴場、北東の織物場、そして南の勸業課出張所とその附属の建物であった（図4）。

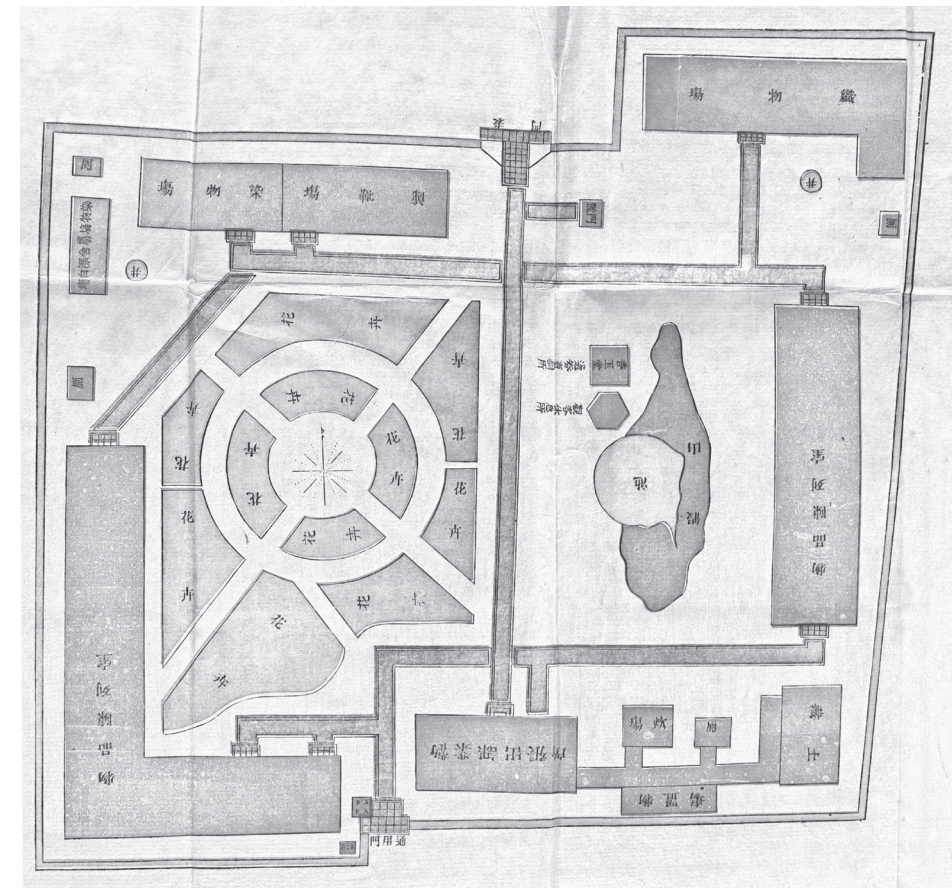


図4
「勸業展覧場略図」『島根県勸業年報 第三回 明治十三年』（島根大学附属図書館蔵）
※上部が北となるようにした。

物品陳列室では、下記のような意図を持って陳列がなされていた。

物品陳列ハ天産人工美術器械農業ノ五区ニ大別シ又数類ニ小別シ看者ヲシテ一目ノ下能ク精粗ヲ比較シ優劣ヲ判識スルニ便ナラシメ且ツ列品目録解説書及ヒ勸業上ニ関スル書籍ヲ備ヘ来客ノ緋聞ニ供シ又場中ニ看守人ヲ配置シ物品ヲ保護シ兼テ来客ノ質疑ニ答ヘシム（図1）

大きく5区に分類された展示品の点数は、開設当初、第1区「天産」163点、第2区「人工」1544点、第3区「美術」25点、第4区「器械」20点、第5区「農業」1082点の合計2834点だった。この内の3番目の「美術」はさらに、第1類と第3類に分類されており（第2類は所蔵品がない）、その「勸業展覧場列品表」（図5）によると内訳は、第1類は「銅七宝花瓶」1点、「銅茶銚」1点、「銅鍾」1点、「銅湯銚」1点、「銅宣徳香盒」1点、「銅水注」2点の計7点。第3類は「磁器七宝花瓶」1点、「陶器花瓶」1点、「磁器筆洗盂」1点、「磁器茶銚」1点、「磁器煎茶碗」1点、「陶器珈琲碗托附」1点、「珈琲具」1点、「磁器花瓶」1点、「陶器盒」4点、「油画額面」3点、「写真額」1点、「扁額」2点の計18点であった。第1類は金属器、第3類は陶磁器及びその他の材質のもののようなものである。油絵額面、写真額、珈琲碗など、当時は珍しかったと思われる西洋的な物品も陳列されている（註17）。

類	三	第	類	一	第	第
全 盒	全 煎茶碗	磁器 七寶花瓶	全 宣徳香盒	銅 七寶花瓶	品 名	
四品	一品	一品	一品	一品	個	三品
油畫額面	陶器 珈琲碗托附	陶器 花瓶	全 水注	全 茶銚	品 名	二品
三品	一品	一品	二品	一品	個	二品
寫真額	珈琲具	磁器 筆洗盂	銅 鍾	全 湯銚	品 名	一品
一品	一品	一品	一品	一品	個	一品
扁額	磁器 花瓶	全 茶銚	全 湯銚	全 湯銚	品 名	一品
二品	一品	一品	一品	一品	個	一品

島根県勸業展覧場開設の3年前の第1回内国勸業博覧会では、展示品は、第1区「磁業、冶金術」、第2区「製造物」、第3区「美術」、第4区「機械」、第5区「農業」、第6区「園芸」と6つに分類されていた（註18）。第1区から第5区までは、勸業展覧場の区分と名称が違うものもあるが、その内容はほぼ同じであり、島根県は内国勸業展覧会の出品区分をある程度参考にしていたと思われる（註19）。また内国勸業博覧会の第6区「園芸」の区分は、勸業展覧場に陳列区分にないかわりに、構内中央には実際の庭園がある。西洋風だったと思われる西側部分には花が植えられている。東側部分には假山（築山）と池、通券売捌所（「香玉堂」という文字も記されている）、観客休息所がある。建物はこの庭園を取り囲むように配置されている（図4）。

図5
「勸業展覧場列品表」『島根県勸業年報 第三回 明治十三年』
（島根大学附属図書館蔵）

物品陳列室には、「列品目録」「解説書」と「勸業上に関する書籍」を置き、来場者が閲覧できるようにしている。そして、開設の翌年には、場内の東側にふたつめの物品陳列室が開設されるが、北半分は、すぐに麻布織物の事業のため使われた（註20）。またその後、県会議事所として利用されることになる。

勸業展覧場の工場で実施された事業は、次々と民間に払い下げられた。製靴場、織物場での事業については、展覧場開設の年に、県内の士族の請願によって民業に移された。この時の器械各品の払い下げ代金によって、翌年には、麻布織物（麻布機織、麻苧紡績、苧糸締染）の事業を織物場に開設した。この麻布織物の事業も、翌1882年に染物場の事業とともに民間に払い下げられている（註21）。また、勸業展覧場には、管理のため勸業課の出張所が設置されたが、1884年には県庁内に移転した。翌年、この建物は師範学校附属の幼稚保育場にあてられた。これは県内初の幼稚園であった（註22）。

一方で、初代県庁舎の南（図3）には松江師範学校と松江中学校の共用校舎が建てられ、校舎内には教育博物室と書籍縦覧所が設置された。そして、勸業展覧場の開場と同じ1880（明治13）年の1月に一般に公開されている。これらの施設は、一般公衆の教養の向上と教育従事者の研究推進のための施設だった（註23）。師範学校・中学には教育博物室と書籍縦覧所があり、勸業展覧場には物品陳列室があり書籍を読むことができた（また後に書籍縦覧所も設置される）。いずれも社会教育施設としての役割を持っていたが、より実践的な殖産興業のための勸業展覧場、学校教育に近い中学校内の教育博物室と書籍縦覧所という棲み分けがあったことがうかがえる（註24）。ただし中学校の博物室は、1881年7月に勸業展覧場の陳列室内に移動し、翌年の2月には、中学校に戻されたという記録もある（註25）。

勸業展覧場開設の翌年、1881（明治14）年9月には、鳥取県は島根県から分離、再配置され、現在に続く島根県、鳥取県の枠組みが作られた。

2. 展覧会と伝習所

（1）島根県の行った事業

勸業展覧場では、さまざまな展覧会（共進会・品評会）が行われ、「伝習所」も開設された。なかでも県の行った主なものは、明治政府による内国絵画共進会及び内国勸業博覧会に関わる展示、そして製糸業に関わる展覧会・伝習所の事業であった。政府の殖産興業政策は、第1回内国勸業博覧会の際には内務省が担っていたが、1881（明治14）年からは新たに設立された農商務省によって担当された。

今回の調査で見つけることの出来た常設展示ではない展示の最初のものは、県が行った美

術の展示で、農商務省による内国絵画共進会への出品に関わるものであった。これは、創刊されて間もない地元の新聞『山陰新聞』に、下記のように報道されている。

絵画共進会 東京絵画共進会へ本県より出品になる絵画は既に整ひ此中本県等外二等出仕田中弘重氏が付添東京へ送致されたるが去る九日該品を殿町勸業展覽場に陳列して衆人の縦覧を許されしに惣数一百余品ありて各精神を籠めて揮毫されたるならんが中にも天野漱石氏の寒林草画塩田鉄香氏の着色花鳥杯は随分上出来の様に思はれしが多き中には染物屋の下絵の如くまた半髪の影法師の如き物も沢山見受けたり（『山陰新聞』1882年9月23日付）

鳥根県は第1回内国絵画共進会へ出品する県内作品をとりまとめ、県職員が作品輸送に付き添って東京に出張している。そして、その前に約100点の作品を勸業展覽場に展示し、県民に公開したのだった。

十月一日 本月本日ヨリ十一月二十日マテ東京上野公園内ニ内国絵画共進会ノ開設アルヲ以テ先是勸業課員ヲシテ之カ委員ヲ命シテ状況セシム
本会ノ挙タル本邦固有ノ美術アルモ輓近其術漸々衰運ニ属スルヲ以其昔日ノ旺盛ヲ致サシメントスルノ旨趣ナリト本県曩ニ管下ニ論奨シテ各家大小ノ絵画八十有余ヲ会場ニ展列スルコトヲ得タリ而シテ其精粗巧拙ノ如キハ容易ニ品評ス可カラスト雖モ然レトモ各家ノ斯術ニ留意スルノ深キヲ視ルニ足ル可キモノトス（註26）

上記は、勸業展覽場での陳列の後の上野での展覧会の様子を県職員が記録したもので、鳥根県からの作品は、80数点展示されているようである。内国絵画共進会は、日本画の復興を目的に上野公園で開催された官営の展覧会で、洋画は対象外であった。これは、明治10年代半ばから台頭した美術における国粹主義の台頭と、欧米のジャポニズムを受けた美術工芸品の輸出には、洋画は有用性が低いと考えられたためとされる（註27）。1884（明治17）年の第2回の内国絵画共進会でも同じように鳥根県からの日本画の出品作品が、勸業展覽場で展示されている。

絵画縦覧 一昨十二日当地勸業展覽場に於て今度東京第二絵画共進会に本県より出品の画を縦覧せしめられしが画は疎密併せて六十と外に古画十幅なりしを折り悪しく午前は風雨の爲め縦覧人も至て稀なりしが午後日和になりしにぞ彼是六百斗りも參觀人ありし由

画は各日頃の妙手を盡されたれと其様に感服とおもふものもなかりし且つ右品を携ひ勸業主任官間宮八等属と妹尾御用係は本日出立せられたり（『山陰新聞』1884年3月14日付）（註28）

この記事では、「古画」が10点出品された様子が分かる。農商務省によるこの時期の美術をめぐる政策は、殖産興業と古器物保護という二つの要素があり、1882（明治15）年3月には、農商務省の所管で上野公園に新たな博物館が開館している（註29）。鳥根県勸業展覽場でも、1883年7月には規則を変え、「参考区」という分類を設けて、そこで「古物」（古美術）の陳列を行うようになっていた（註30）。またその意図は、下記にみるように、内国絵画共進会と同じように日本の伝統的な絵画の顕彰であった。

勸業展覽場開創以來多少ノ沿革アリ十五年度ニ於テ門監ヲ廢シ又場内諸工場ヲ他ニ移ス等其著キモノナリ故ニ今該場規則ヲ削補シ以テ實際ニ適センメントス而シテ規則中新タニ古物ノ一項ヲ加ヒシモノハ方今ノ勢動モスレハ新ヲ趁ヒ奇ヲ競ヒ却テ我邦固有ノ美術將サニ地ニ墜ントスルニヨリ凡ソ工人ノ視テ以テ術芸上ニ裨益スルモノハ之ヲ展列シ以テ実業者ヲシテ反省スル所アラシメントスルナリ（註31）

『山陰新聞』には、勸業展覽場物品陳列室の「参考区」への出品について、下記のような記載がある。

自費出品 本年に至り本県勸業展覽場へ管内外より専売特許品其他著名の製産物を自費出品せし者四十五点又参考区へは籠手田知事其他県下に有名なる絲原權造櫻井三郎右衛門木佐徳三郎氏等よりも各自家秘蔵の絵画陶器銅器漆器水晶彫刻等古器物の出品あり尚岡崎運兵衛氏其他豪家よりも追々出品ある筈なりといふ（『山陰新聞』1887年7月1日付）

勸業展覽場の物品陳列室の参考区に、当時の県知事と県内の名家である絲原家、櫻井家、木佐家から所蔵の「古器物」が出品され、さらに岡崎運兵衛他「豪家」からの出品が予定されていることがわかる。『鳥根県公報』第182号（1888年2月8日付）によると、1887（明治20）年の勸業展覽場の開場日数は320日、參觀人数は31,815人。またこの年の勸業展覽場陳列品は、列品4,216点、附属品210点の総計4,426点で、そのうち、第3区美術品は68点、同附属品15点、参考区の古器物は62点であった。

1890（明治23）年に開催された第3回内国勸業博覧会では、勸業展覧場内の元染物場・製靴場を、前年11月から内国博のための県の事務所として使っている。また12月には、内国博に島根県から出品する工芸品を含む品々が、勸業展覧場に陳列されたとの報道がある（註32）。

その他、養蚕・製糸業は、当時の日本の最も重要な産業であり、島根県も特に勸業に力を入れていた。1884（明治17）年、1885年、1888年の3回、6月から数カ月間、勸業展覧場内に製糸伝習所が設けられ、県外から教師を呼び伝習生を集めて、伝習させている。こうした伝習所の施策は、製靴場、染物場、織物場などの「工業試験場」の事業を引き継ぐものであったと言えるだろう。加えて、鳥取県と合同で共進会も開催した。この「島根鳥取両県連合繭糸共進会」は、1887（明治20）年9月15日から9月29日まで、勸業展覧場内の県会議事所（元物品陳列室）で開催された大規模な展覧会だった（註33）。もともと物品陳列室であった県会議事所は、こうした大きな展覧会があると、たびたび展示室として利用されていた。

(2) 勸業展覧場で行われた主な事業

民間の団体も勸業展覧場を利用して、さまざまな展覧会や伝習所の事業を行った。大規模な展覧会も行われ、華やかな装飾が施されたり、場内に露店ができたり、軽気球が球上げられたりしている。こうした様子は『山陰新聞』で報道された。新聞の記事から、勸業展覧場でのこうした事業の主なものを下記に挙げる。（『山陰新聞』に掲載された記事の見出しと掲載日を下段に記載し、事業が行われた建物が分かるものは〔 〕内に記した。）

1882（明治15）年

- 第一回内国絵画共進会への島根県からの出品作品の陳列（島根県主催） 9月9日～？
〔 絵画共進会 〕（9月23日付）

1883（明治16）年

- 繭生糸展覧会 8月6日～8月10日
〔 繭生糸展覧会広告 〕（8月6日付）、〔 生糸繭共進会 〕（8月10日付）

1884（明治17）年

- 第二回内国絵画共進会への島根県からの出品作品の陳列（島根県主催） 3月12日～？
〔 絵画縦覧 〕（3月14日付）
- 製糸伝習所（島根県主催） 6月1日～8月？〔 元織物場？ 〕
〔 島根県録事 〕（4月9日付）、〔 賞与 〕（9月22日付）

1885（明治18）年

- 製糸伝習所（島根県主催） 6月26日～？〔 元織物場？ 〕

〔 広告 〕（6月19日付）、〔 生糸伝習所 〕（6月21日付）

1886（明治19）年

- 繭糸小共進会 6月26日、27日
〔 繭糸小共進会 〕（6月13日付）、〔 内々繭共進会余聞 〕（7月1日付）

1887（明治20）年

- 水産品評会 4月1日～4月3日〔 県会議事所 〕
〔 広告 〕（3月29日付）、〔 水産品評会 〕（3月31日付）、〔 水産品評会 〕（4月2日付）、〔 私立水産品評会閉場式 〕〔 水産会参観人 〕（4月4日付）
- 製糸伝習所 6月21日～8月20日頃〔 元織物場、元染物場・製靴場 〕（註34）
〔 製糸場開場 〕（6月23日付）、〔 製糸の景況 〕（7月5日付）
- 繭糸共進会（島根県・鳥取県主催） 9月15日～9月29日〔 県会議事所 〕
〔 島根鳥取両県連合共進会に関する記事 〕（9月3日付）、〔 露店出願 〕（9月5日付）、〔 両県繭糸共進会開場式 〕（9月17日付）、〔 花房農商務次官 〕（9月25日付）、〔 市街の影響 〕（9月27日付）、〔 褒賞授与式景況 〕〔 島根鳥取連合繭生糸共進会受賞人名表 〕（9月27日付）。

1888（明治21）年

- 製糸伝習所（島根県主催） 6月20日～9月25日〔 元染物場・製靴場？ 〕
〔 島根県製糸伝習場 〕（5月21日付）、〔 公立製糸場伝習所教師 〕（6月8日付）、〔 製糸伝習場開場式 〕（6月22日付）、〔 製糸伝習所の盗難 〕（7月18日付）、〔 得業証書授与式 〕（8月11日付）、〔 本県生糸伝習場 〕（9月26日付）。

1889（明治22）年

- 教育品展覧会 5月28日～6月3日〔 県会議事所、元勸業課出張所、元織物場 〕
〔 教育品展覧会順序広告 〕（5月26日付）、〔 教育品展覧会 〕〔 教育品展覧会の会場 〕（5月28日付）、〔 教育品展覧会の開会式 〕〔 教育品の審査 〕〔 展覧会の軽気球 〕（5月30日付）、〔 教育品展覧会 〕〔 教育品展覧会の出品数 〕（6月1日付）、〔 教育品展覧場 〕（6月3日付）、〔 教育品展覧会 〕（6月5日付）
- 製糸場 7月2日～？〔 元染物場・製靴場？ 〕
〔 蚕業 〕（7月1日付）
- 衛生品展覧会 10月12日～10月17日〔 県会議事所、元勸業課出張所 〕
〔 衛生品展覧会 〕（9月29日付）、〔 衛生品展覧会事務所 〕（10月3日付）、〔 衛生品展覧会 〕（10月5日付）、〔 広告 〕（10月7日付）、〔 衛生品展覧会の準備 〕（10月9日付）、〔 衛生品展覧 会の開会式 〕（10月13日付）、〔 衛生品展覧会 〕

（10月15日付）、「会」（10月17日付）、「衛生品展覧会」（10月19日付）
○第三回内国勸業博覧会への島根県からの出品作品の陳列（島根県主催） 12月
「博覧会事務所」（10月21日付）、「博覧会事務所」（11月16日付）、「博覧会出品私評」（12月6日付）。

1890（明治23）年

○製紙品評会 5月14日～5月16日
「製糸品評会」（5月12日付）、「出雲国製糸品評会褒賞授与式」（5月16日付）
○製糸伝習所 6月25日～10月23日〔元染物場・製靴場?（長屋）〕
「製糸伝習所」（6月21日付）、「製糸臨時試験の成績」（9月25日付）、「松江私立製糸伝習所卒業証書授与及閉場式」（10月24日付）
○蚕種繭生糸三品品評会 10月16日～10月23日〔元勸業課出張所〕
「蚕種繭生糸品評会」（10月16日付）、「繭糸蚕種品評会」（10月17日付）、
「蚕糸業組合繭外二品々評会褒賞授与式」（10月23日付）

1891（明治24）年

○新古美術展覧会 5月5日～5月14日〔物品陳列室?、県会議事所他〕
有志者によって開催された島根県で初めての大規模な美術展であるこの展覧会については、『山陰新聞』に出品目録をはじめ、多くの記事が掲載されている。
展示会場は、第3館として県会議事所が使われており、また南西の物品陳列室も会場となったと思われる（註35）。

○製茶品評会 6月16日～6月18日
「製茶品評会」（6月14日付）、「製茶品評会開場式」（6月16日付）、
「賞状授与式」（6月17日付）

○製糸伝習場 7月11日～10月2日〔元染物場・製靴場?（表長屋）〕
「製糸伝習所」（7月12日付）、「製糸場卒業証書授与式」（10月3日付）

1894（明治27）年

○製茶共進会 6月18日～6月24日
「島根県製茶共進会」（6月10日付）、「島根県製茶共進会」（6月19日付）、
「島根県製茶共進会褒賞授与式」（6月26日付）
○農産品評会 12月7日～12月11日
「出雲農会第七回農産品評会」（12月3日付）、「出雲農会大集会と品評会」（12月7日付）、「出雲農会農産物品評会」（12月10日付）

1894（明治28）年

○農産品評会 12月1日～12月5日
「広告」（11月19日付）、「出雲農会品評会」（12月1日付）、「出雲農会農産品評会褒賞授与式」（12月4日付）、「出雲農会農産品評会褒賞授与式」（12月5日付）

3. 勸業展覧場構内の施設の変遷

（1）新たに設けられた施設

勸業展覧場の敷地の南西にあった最初の物品陳列室以外の建物は、当初の用途以外の目的で使用されるようになっていった。最初に設置されたのが、島根県会議事所であった。第1回の島根県会は、外中原町の清光院を議場に開催されており、はじめは決まった議場がなかった。その後、第6回通常県会が、1881（明治14）年に会期中から、できたばかりの東側のふたつめの物品陳列室において開催された。陳列室は改修がなされ、翌年の第8回通常県会の会期中の6月に県会議事所としての開場式が行われた（註36）。以後10年間、県会はこの建物で開催されることになり、物品陳列室だった建物は、「県会議事所（堂）」と呼ばれることになった。その後、1892年に二代目の県庁の西にあった勸業諮問会堂の建て増し工事をおこない、この建物を新たな県会議事堂とした（註37）。

島根県師範学校附属幼稚保育場は、1885（明治18）年5月に勸業展覧場の構内南にあった元勸業課出張所の建物を使い開場したが、その後、移転を繰り返した。1887年8月頃に師範学校附属小学校跡へ移転。1889年5月に勸業展覧場内に戻り元織物場（元獣医学講習所）に移転したが、この建物が市役所として使われるため、間もなく師範学校女子部内に移った。また同年9月には再び勸業展覧場内の元勸業課出張所（租税検査員松江派出所として使われていた）に戻っている。この建物は2階建ての建物で、2階ではたびたび松江市会が開催されている。島根県の租税検査員松江派出所も、勸業展覧場構内に1887年4月から1889年8月の間、設置されていた。主に構内の元勸業課出張所等の建物を利用しているが、一時期、展覧場の外に移転したこともあった（註38）。

さらに獣医を養成するための獣医学講習所も、県内で初めて勸業展覧場内に設けられている。島根県は古くから牛馬の産地として知られており、明治に入り牛馬の畜産改良が進むにつれて、獣医の必要が生じたためだった。獣医学講習所の置かれた期間は、1887（明治20）年11月から1889年3月までだった。その場所については、はっきりした記載は見つからなかったが、当時の建物の状況から元織物場と考えられる。獣医学講習所では馬の解剖が行われており、島根大学総合博物館は、その骨格標本（図6）を収蔵、展示している。

さらに獣医学講習所として使われた建物（元織物場）は、市政が始まった松江市の市庁



図6 《隠岐馬骨格標本》（1888年、島根大学総合博物館蔵）写真提供：島根大学総合博物館（註39）

舎として、1889（明治22）年の6月から期限付きで貸与されることになった（註40）。こうして松江市の最初の市庁舎として使用され、その期限だった1892年3月に勸業展覧場構内から移転する。この建物は中学校の寄宿舎として使われることになった。松江市役所は、勸業展覧場の南隣にある土地を取得し、1893年5月に新庁舎を開庁した。

その他の施設としては、染物場・製靴場だった建物を利用して、鉱物、土壌の分析を行う分析場を1882（明治15）年2月から1885年2月まで設置している（註41）。また1888年12月には、勸業展覧場に書籍縦覧所を設置することについて報道されている（註42）。開設当初から、物品陳列室内で、来場者への書籍の閲覧はなされていたが、この時に書籍縦覧所が見つられた。新聞や公報では、月にどのくらい書籍縦覧所に来場者があったかしばしば報告され、1898年の時点で松江市において、市民が本を読むことができる縦覧室を持つのは、勸業展覧場と島根県私立教育会の事務所のみであることが報道されている（註43）。

1886（明治19）年12月1日付の『島根県公報』第8号には、気象の情報が掲載され、その備考に「本表ハ松江殿町勸業展覧場内ニ於テ観測シタルモノナリ」と記されている（図7）。これ以降は、備考の欄がなくなり観測場所については記されていないが、『公報』には気象の情報が継続して掲載されている。1893年の浜田測候所の開設よりも早い時期から勸業展覧場で近代的な気象観測がなされていたことがうかがえる。（註44）。

第八號 明治十九年十二月一日

○ 氣 象

〇十一月廿八日	午前十時	午後四時
風雨 英寸	三十寸三六	三十寸三二
寒暑 氏	午前七時	午後二時
風 方向	西	西
雨 種類	西	強弱
霜 薄	時雨	強弱
雲 四	終始 午後三時四十分	量
〇十一月廿九日	午前十時	午後四時
風雨 英寸	三十寸二四	三十寸一八
寒暑 氏	午前七時	午後二時
風 方向	西	西
雨 種類	西	強弱
雲 四	終始 午前二時	量 二八

備考
 一本表ハ松江殿町勸業展覧場内ニ於テ観測シタルモノナリ
 一風ノ方向ハ左ノ八種ニ區別ス
 北 北東 東 南東 南 南西 西 北西
 一風ノ強弱ハ左ノ七種ニ區別ス
 無風 炊煙直昇シ樹葉動搖セス
 軟風 顔面ニ風ヲ感シ小葉ヲ動搖ス
 和風 樹葉動搖シ旗ヲ翻ス
 疾風 小枝ヲ動搖ス
 強風 勁枝ヲ動搖ス
 暴風 樹幹ヲ動搖シ小枝ヲ破折ス
 颶風 樹幹ヲ倒シ家屋ヲ破壊ス

図7 『島根県公報』第8号（島根県、1886年12月1日付）
 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1352294>（参照 2024-02-11）

（2）勸業展覧場から物産陳列所へ

勸業展覧場では、1892（明治25）年以降、学校教育のための施設が多くの部分を占めるようになる。この年、島根県会議事所と松江市役所は、勸業展覧場構内からそれぞれの場所へ移転し、利用されていた元物品陳列室（県会議事所）と元織物場（市役所）の建物は、改修・増築がなされ、島根県第一中学校寄宿舎となった。寄宿舎は1892年11月に開設している。また師範学校附属小学校単級教場も設置され、師範学校附属幼稚園も構内にあった。

幼稚保育場は、中学校の寄宿舎が勸業展覧場内に移転される際、1892（明治25）年7月に、元勸業課出張所の建物から元染物場・製靴場（分析場）に移され、同年9月以降、また元出張所に戻された。同じ時期、附属小学校単級教場が、1892年9月頃から1894年5月の間、勸業展覧場構内に設置されており、その場所が元染物場・製靴場（分析場）だったと考えられる。またこの頃、「幼稚保育場」の名称が「幼稚園」と改称されたとの報道がある（註45）。

こうして、会場とする建物が少なくなったためか、勸業展覧場では展覧会や伝習所といった事業は、あまり行われなくなる（註46）。翌年の『山陰新聞』には、勸業展覧場の存続についての次の記事が掲載されている。

勸業展覧場の命脈 勸業展覧場の存廃については是迄再三県会の議にのぼりしが今日僅かに其命脈を繋ぎ居るも監守人三人の處を二人に減じて漸次規模を縮小するの方針を執る事となりしにより其命脈は本年秋期の議会か遅くて来年秋期の議会迄なるべしと嘆くものあり利用の策を改めなど蓋し該場遂に無用たらざるべきか（『山陰新聞』1893年6月4日付）

勸業展覧場の規模が縮小し、存続が危ぶまれていることが分かる。その後、1897（明治30）年7月に殿町にあった島根県第一中学校が奥谷町の赤山に移転すると、寄宿舎の建物も赤山に移築される。寄宿舎を赤山に開設するのは、1898年4月であった（註47）。幼稚園として使われていた元勸業出張所の建物も、松江市に払い下げられ、松江市高等女学校の校舎として勸業展覧場の外に移築された。この学校は、1898年9月に新築落成開校式を行っている（註48）。そのため、幼稚園は、1898年4月頃からは、元染物場・製靴場の建物を使うようになったと思われる。こうして、東側の元物品陳列室、元織物場と、南にあった元勸業課出張所の建物が他の場所に移築されなくなり、建物は物産陳列室と元染物場・製靴場（幼稚園）だけになってしまう。

そして、勸業展覧場の性格が大きく変わるようになったのは、1898（明治31）年3月の「展覧場規則」の変更によってであった。これにより、物品陳列室において陳列品の販売が行われることになった（註49）。これは一年後の「物産陳列所」への変更を準備するものであっただろう。松江市には1894年に松江商業会議所が設けられ、また1896年には『山陰新聞』に、勸業展覧場に代わるものとして、「商品陳列所」を設置しようという意見も掲載されていた（註50）。中央政府では、農商務省の管轄だった上野公園の博物館が1886年に宮内省に移管されるなど、古器物保護の行政は既に宮内庁に引き継がれていた。一方で農商務省は、ヨーロッパの商業博物館をモデルに「商品陳列所」の開設計画を進め、1896年に東京・木挽町に新たに貿易品陳列館を設け、翌年「農商務省商品陳列館」と改称している（註51）。こうした政府の政策の変化も、島根県の勸業展覧場から物産陳列所への転換に影響を与えていただろう。物産陳列所の開設を準備していた島根県は、この農商務省商品陳列館の標本工芸品下付の申請をし、織物見本帳118点を下付する旨通知を受けたとの報道がある（註52）。勸業展覧場の新たな陳列の様子は、『山陰新聞』に下記のように報道されている。

展覧場改良 殿町なる勸業展覧場は従来単に内外の物産製作品等の模範たるべきものを陳列せしが、過般来其規模を改め本県商品の陳列を主とし場内を商品区と参考品区の二区に分ち商品区に陳列の品物は来観者の求めに応じて販売を許す事とせり又参考区には従来の物品の外漸次内外の物品を加ふる見込の由（『山陰新聞』1898年12月9日付）

従来は「内外の物産製作品等の模範たるべきもの」を陳列していただけであったが、「本県商品」を主に陳列し、商品区に陳列されたものは来館者に販売するようになっている。

そして、1899（明治32）年1月、物品陳列室のある土地以外の敷地は、島根県師範学校に管理が移され、そこに、附属小学校の校舎（図7）を建設することになった（註53）。同年4月1日に勸業展覧場は、「島根県物産陳列所」と改称された（註54）。

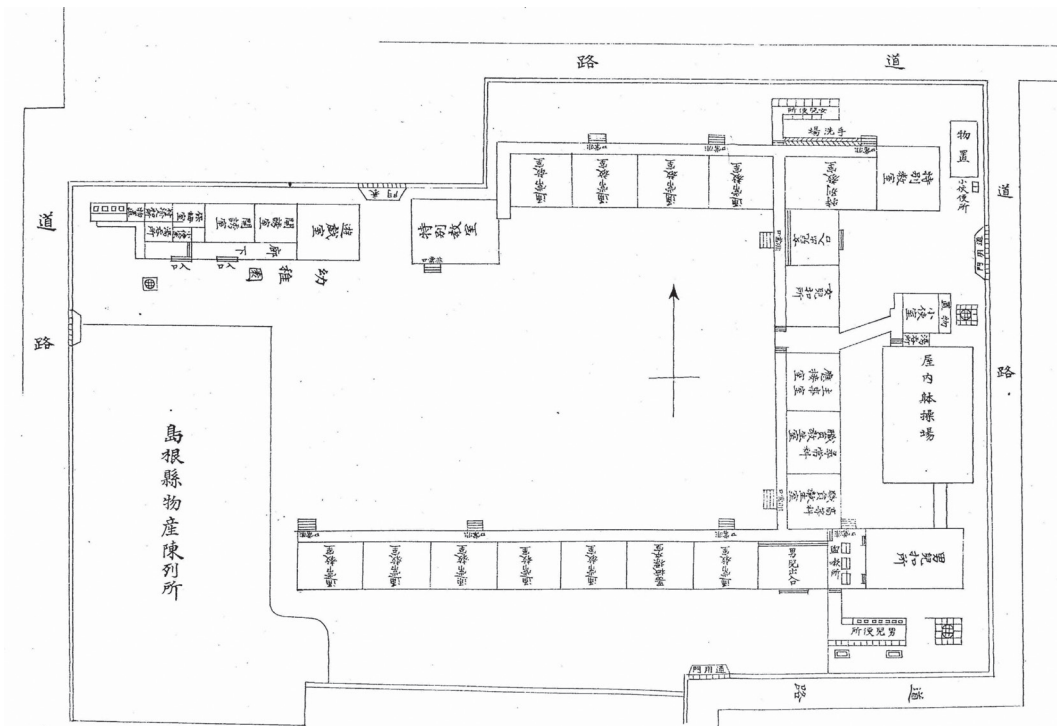


図8 「敷地建物図 島根県師範学校附属小学校」『島根県師範学校一覽』（島根県師範学校、1906年）



図9 1911（明治44）年頃の写真、右手前の建物が物品陳列室だった建物、左手前が染物場・製靴場だった建物と思われる。【鉄道院米子出張所『山陰線線路案内』（1911年、島根県立図書館蔵）】

- 19 1883（明治16）年に変更された鳥根県勸業展覧場規則では、第一区から第五区まで、この内国勸業博覧会の区分とはほぼ同じ名称になっている。「鳥根県勸業展覧場規則」『鳥根県令規類纂 中』（博広社、1896年）。
- 1873（明治6）年に、松江城で開催された博覧会では、このような出品区分はなされていないが、写真が展示され、布志名焼や楽山焼といった出雲地方の陶器の出品もあったようである。和田嘉宥、西島太郎、佐々木倫朗「第十一章文献資料 第二節文献資料 十四博覧会稟告（大野家文書〔松江歴史館蔵〕）」『松江市史 別編1 松江城』（松江市、2018年）。
- 20 『常置委員会議題録 明治十四年 七月』（鳥根県公文書センター蔵）の第16号、1881（明治14）年7月16日の記事参照。
- 21 前掲註3及び、『鳥根県勸業年報 第四回 明治十四年』（一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター蔵）。
- 22 『附幼100年の歩み』（鳥根大学教育学部附属幼稚園、1986年）。
- 23 『松江北高等学校百年史』（鳥根県立松江北高等学校、1976年）、72頁。
- 24 1881（明治14）年の文部省による調査では、県立の図書館は、全国でも11館しかない。また県立のこうした博物館（室）は、県立では3館だけであった。博物館の陳列品は、「図書器械を問わず教育上必要な物品」で、49点だった。『鳥根県近代教育史 第一巻 通史』（鳥根県教育委員会、1978年）。
- 文部省所管の教育博物館は1881（明治14）年に「東京教育博物館」と名称を変更し、1889年には、高等師範学校の附属施設となっている。
- 書籍縦覧所については、藤岡大拙「松江書籍縦覧所について」『鳥根女子短期大学紀要』第24号（鳥根女子短期大学、1986年）に詳しい。また、平野芳英「鳥根県博物館史の試み」『先史学・考古学論及』第5巻（龍田考古会、2010年）では、教育博物室について触れられている。
- 25 前掲註20の第9号、7月16日の記事、及び『施設録 明治十五年』（鳥根県公文書センター蔵）の2月7日の記事。
- 26 『県治要領 明治十四年 明治十五年』（鳥根県公文書センター蔵）。また『鳥根県第一回年報』（1884年）にもこの「共進会」の記録があり、鳥根県からの絵画83点の出品とその流派が確認できる。
- 27 佐藤道信「『内国絵画共進会』開設」『内国絵画共進会 第一巻』（ゆまに書房、2001年）。
- 28 後日、第二回内国絵画共進会の鳥根県の出品作品の批評も『山陰新聞』に掲載されている。「絵画共進会の批評」『山陰新聞』（1884年5月25日付）。
- 29 佐藤道信「明治美術と美術行政」『美術研究』350号（東京国立文化財研究所、1990年）。
- 30 「古物ニシテ（磁器、陶器、漆器、銅器、彫刻、嵌装、画〔陶画、漆画、七宝画、螺鈿画、繡画、織画、押画、烙鏡画、砂画、灰泥画ノ類〕）、工芸美術上ノ模範トナルヘキモノハ別ニ参考区中ニ陳列スヘシ」前掲註19「鳥根県勸業展覧場規則」。
- 31 『常置委員会議題録 明治十六年』（鳥根県公文書センター

蔵）の第104号、6月27日の記事。

- 32 内国勸業展覧会終了後、県は参考となる出品物を購入し勸業展覧場に陳列した。「展覧場へ陳列品」『山陰新聞』（1890年10月14日付）。1892年には、第四回関西連合府県共進会委員事務所が勸業展覧場構内に設置されていたという記載がある。「共進会の事務所引払い」『山陰新聞』（1892年3月1日付）。
- 33 「鳥根鳥取両県連合繭糸共進会」については、『山陰新聞』の記事の他に、「繭生糸共進会閉場式」『鳥根県公報』第132号（1887年10月3日付）。
- 34 『常置委員会議題録 明治二十年一月』（鳥根県公文書センター蔵）の第28号、4月5日の記事にも1887年のこの製糸伝習所の件について、記載がある。
- 35 「新古美術展覧会」については、村角紀子氏の論考に詳しい（前掲注5）。
- 県会議事所の使用については、「展覧会場の跡片付」『山陰新聞』（1891年5月17日付）参照。また「新古美術展覧会場」『山陰新聞』（1891年4月22日付）では、「是れ迄の陳列品の内美術に関する物品の外は一切取片付け」とされており、常設の展示物のあった物品陳列室も使用されたと考えられる。
- 36 前掲注10、493頁および532頁。
- 37 「諮問会場新築」『山陰新聞』（1889年1月14日付）、「勸業諮問会堂」『山陰新聞』（1889年6月9日付）、「県会議事所の移転を決す」『山陰新聞』（1891年11月28日付）。鳥根県は、外部の委員を招いての「勸業諮問会議」を、県会議事所（元物品陳列室）で行うことが多かった。その後、1889（明治22）年、二代目の県庁舎の西隣に「勸業諮問会堂」が建てられ、ここで勸業諮問会議を行うようになった。しかし、この勸業諮問会堂は「県会議事堂」として使用されることになり、建て増し工事が行われた。工事は1892年10月に完了し、勸業諮問会堂は県会議事堂となる。
- 38 附属幼稚園および租税検査員松江派出所についての、この時期の『山陰新聞』の主な記事は下記のとおりである。「幼稚園」（1885年5月18日付）、「幼稚園保育科」（1887年8月4日付）、「幼稚保育場の移転」（1889年5月8日付）、「教育品展覧会の会場」（1889年5月28日付）、「幼稚保育場」（1889年9月1日付）、「松江市会」（1889年11月8日付）、「租税検査員松江派出所」（1887年4月10日付）、「第一区租税検査員派出所」（1887年9月3日付）、「派出所移転」（1889年9月1日付）。
- 39 「【鳥根大学の貴重標本類6】隠岐馬骨格標本」『鳥根大学総合博物館アシカルのブログ』（2010年3月10日）には、下記のような記載がある。「隠岐馬は、隠岐島在来の馬で、背丈が大人の胸の高さにも及ばないほど小型です。気性はやや荒かったようですが、脚が細く身軽で、蹄が強かったために蹄鉄を打たずに使うことができたといわれています。隠岐では郵便配達等で活躍していたようです。馬の品種改良政策によって、オスは去勢され、昭和20年代には絶滅してしまいました。鳥根大学にある骨格標本は、明治21（1888）年3月、松江にあった獣医学講習所の獣医・佐藤清明氏によって研

- 究のために解剖されたものです。12才の牡馬で、体高126cm、毛色はアオ（黒色）であったといわれています。現存する国内唯一の実物標本です。標本は、後に鳥根師範学校に寄贈され、しばらく鳥根大学教育学部に保管されていましたが、現在は鳥根大学総合博物館で見学することができます。」「牡馬解剖」『山陰新聞』（1888年1月12日付）の記事は、獣医学講習所での同じような解剖の記事である。
- 40 「松江市役所」『山陰新聞』（1889年6月7日付）、「市参事会」『山陰新聞』（1889年6月15日付）。
- 41 それまで、分析の必要なものは、東京などに送って調べてもらう必要があった。『鳥根県第一回年報』（1884年）、『鳥根県第二回年報』（1885年）および「勸業課事務引渡演説書」『妻木大書記官 籠手県令事務受渡書 明治十八年』（鳥根県公文書センター蔵）。
- 42 「勸業展覧場の休息所」『山陰新聞』（1888年12月1日付）、「書籍縦覧所の告示」『山陰新聞』（1888年12月29日付）参照。『常置委員会議題録 明治二十一年一月』（鳥根県公文書センター蔵）の第133号、10月30日の記事には、書籍縦覧所のために一棟を建て増す計画があることが記載されている。
- 43 「図書室新設」『山陰新聞』（1898年9月27日付）。
- 44 その後の物産陳列所における気象観測については、小山祥子「第74回 松江市域における気象観測と物産陳列所」『市史編纂コラムバックナンバー』（松江市ホームページ、2018年7月4日記）に詳しい。
- また松江地方気象台・浜田測候所編『鳥根の気象百年』（日本気象協会松江支部、1993年）では、「明治26年1月1日、浜田測候所の開設に伴い鳥根県内では測候所を含めて11地点において気象観測が開始された」（111頁）とあり、鳥根県での本格的な気象観測の開始は1893年であった。
- 45 師範学校附属幼稚保育場については、「幼稚保育場」『山陰新聞』（1892年6月17日付）、「生徒募集並移転広告」『山陰新聞』（1892年8月31日付）、「幼稚園保育場の名称換」『山陰新聞』（1893年6月4日付）。師範学校附属小学校単級教場については、「当尋常師範学校附属小学校単級教場景況」『山陰新聞』（1893年6月11日付）、「単級教場新築の計画」『山陰新聞』（1893年6月13日付）。
- 46 この頃、松江城天守閣を修復して、「諸般の共進会場」や「美術品の展覧所」に充てる計画が発表されている。「松江城天守閣旧観保存趣意書」『山陰新聞』（1892年9月10日付）また、第4回内国勸業博覧会の松江市から出品される美術工芸品は、勸業展覧場ではなく、松江市役所で展示された。「美術工芸品の縦覧」『山陰新聞』（1895年3月28日付）。1896（明治2）年8月には、「松江物産品評会、古物展覧

謝辞

本校執筆にあたり、次の方々および機関をはじめ関係の方々にご協力を賜りました。記してお礼申し上げます。（50音順、敬称略）

井上翔太、宇野あずさ、太田泉、新庄正典、田中やよい、三宅拓也、村角紀子、山本大輔
鳥根県公文書センター、鳥根県立図書館、鳥根大学教育学部附属幼稚園、鳥根大学附属図書館
一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター、松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課

- 会」が松江高等小学校で、「衛生品展覧会」が私立衛生会鳥根支会で、「教育品展覧会」が白濁小学校で、同時期に開催されているが、勸業展覧場は会場として使われていない。勸業展覧場の陳列品の「松江物産品評会」への貸与については申請されたとの報道がある。「物品貸与申請、図書出品移牒」『山陰新聞』（1896年6月27日付）。
- 47 当初は、幼稚保育所（元勸業課出張所）の建物も寄宿舎の自習室として使用される予定であった。「当尋常中学校生徒の寄宿舎」『山陰新聞』（1893年5月28日付）、「中学校の寄宿舎」『山陰新聞』（1893年10月22日付）。寄宿舎の赤山への移築については、「第一尋常中学校の新築設計」『山陰新聞』（1895年10月11日付）、「中学校寄宿舎」『山陰新聞』（1897年3月20日付）、「寄宿舎移転」『山陰新聞』（1898年3月31日付）。
- 48 「女学校建増」『山陰新聞』（1898年1月28日付）、「高等女学校」『山陰新聞』（1898年1月30日付）、「女学校開校」『山陰新聞』（1898年9月25日付）。
- 49 「展覧場規則（県告示第六十三号）」『山陰新聞』（1898年3月17日付）。この年、8月3日から8月17日まで、陳列変更工事のため勸業展覧場が臨時休場している「臨時の休場（県告示第202号）」『山陰新聞』（1898年8月3日付）。
- 50 「商品陳列所」『山陰新聞』（1896年6月16日付）。
- 51 三宅拓也氏は、宮内省、文部省、そして農商務省の博物館・陳列施設の例を挙げ、明治20年代は、明治政府の「博物館行政の転換の時期であった」ことを述べている。前掲註4、204 - 205頁。
- また村角紀子氏は、1891（明治24）年の「新古美術展覧会」の審査について、当時「古美術（古物）」は宮内省の管轄、「新美術品（新製品）」は農商務省の管轄であったことを述べている。前掲註）。
- 52 「物産陳列場」『山陰新聞』（1898年8月31日付）。
- 53 「明治32年1月12日 幼稚園遊園として殿町163番地勸業展覧場使用地を除く外一切を本校の管理に移す旨達せらる」『鳥根県師範学校一覧』（鳥根県師範学校、1906年、国立国会図書館蔵）。小学校を新築するにあたっては、それまでの勸業展覧場の敷地を東側に広げたとと思われる。
- 54 「展覧場改称（県告示第六十六号）」『鳥根新聞』（1899年3月25日付）。
- この頃の勸業展覧場（物産陳列所）の様子は下記のように、売上高も含めて報告されるようになっている。「物産陳列所 客月中本県物産陳列所の開場日数は二十七日参観人は千五百六十三人自費出品点数は二千二百七十六品（代金千六十一円二十九銭三厘）自費出品売却高五十五品（代金十四円七十四銭二厘）なりと」『山陰新聞』（1899年4月27日付）。

島根県立美術館研究紀要 第5号

令和6年3月31日

編集・発行 島根県立美術館

© Shimane Art Museum 2024